

監査公表第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、福祉保健部[地域福祉課(三島会館、市民福祉会館)、健康推進課(健康づくり推進室、休日急患センター)、児童家庭課(保育園、児童館、児童クラブ、児童文化センター、児童センター)、子育て総合支援センター(栗野子育て支援センター)、国保年金課(診療所)、長寿健康課(地域包括支援センター)]に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 3 月 29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
	同	中	村
	同	山	崎
		法	子

福祉保健部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年1月12日（木）、13日（金）

2 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（三島会館、市民福祉会館）、健康推進課（健康づくり推進室、休日急患センター）、児童家庭課（保育園、児童館、児童クラブ、児童文化センター、児童センター）、子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、国保年金課（診療所）、長寿健康課（地域包括支援センター）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）各種補助金について

補助金については、交付団体の活動内容を把握し、必要性及び効果等について十分に検証を行い、補助額の見直しをする等透明性、公平公正の確保に努められ執行願いたい。

（2）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

（3）郵便切手について

切手等の取扱いについて、事業ごとに保管し管理して払出ししているところ

ろがあるが、金券であり、現金の取り扱いと同様に管理職の確認の元、適切に管理・保管されたい。

(4) 児童文化センター（プラネタリウム）の運営について

プラネタリウムのリニューアルに伴いプログラムの充実等なされているが、継続した利用者の確保のため、引続き広報や企画内容に工夫を凝らし、広く周知をし、利用推進を図っていただきたい。

(5) 避難行動要支援者避難支援制度について

要支援者に対する避難支援を行うため、担当課としていかに情報を把握して、誰が何処に駆け付けるかなどの各地区、町内会における地域共助に基づいた災害時支援のしくみが必要である。災害担当課との連携を密とし、災害時に要支援者がスムーズに避難できるよう、継続した取組みを行っていただきたい。